

函館市旧榎法華村地区ふれあい入浴優待事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがいと健康の保持増進を図るため、旧榎法華村地区内で所定の許可を受けて営業する温泉へ入浴優待する事業（以下「入浴優待事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(入浴優待事業の対象者)

第2条 入浴優待事業の対象者（以下「対象者」という。）は、函館市の旧榎法華村地区に住所を有する65歳以上の者とする。

2 対象年齢は、年度の初日を基準日とする。

(対象施設の指定)

第3条 入浴優待事業の対象施設（以下「対象施設」という。）は、ホテル恵風とする。

(入浴優待期間)

第4条 入浴優待の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 ホテル恵風が休館する場合は、当該休館に係る期間は、入浴優待事業を実施しない。

(入浴優待の方法)

第5条 市長は、年度当初に10枚の入浴優待券を対象者に交付するものとする。

(入浴優待券の使用等)

第6条 対象者は、入浴優待券を使用するときは、対象施設の窓口または受付に提出しなければならない。

2 入浴優待券は、他人に譲渡し、または使用させてはならない。

(入浴優待料金)

第7条 入浴優待に係る料金（以下「入浴優待料金」という。）は、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額（令和5年北海道告示第440号）の範囲内で対象施設が利用料金として定める温泉浴場の大人の額

とする。

2 対象施設は、入浴優待料金等を改定しようとするときは、その都度、別記様式の変更承認申請書により、入浴優待料金等の変更について市長の承認を受けなければならない。

(入浴優待料金の支払請求)

第8条 対象施設は、入浴優待料金を1箇月ごとに集計し、翌月10日までに入浴優待券を添えて市長に請求するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

函館市旧楸法華村地区ふれあい入浴優待料金等変更承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者の住所

事業所名および代表者名

函館市旧楸法華村地区ふれあい入浴優待事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり変更申請します。

- 1 入浴優待料金 変更の 有 無 （該当するものに○印）
改定年月日 （変更有の場合 年 月 日から実施）

- 2 入浴優待料金 （変更ない場合は、記入不要）
改定前の入浴優待料金 大人 円
改定後の入浴優待料金 大人 円

- 3 利用時間および
定休日 ・ 利用時間
変更前 時 分から 時 分まで
変更後 時 分から 時 分まで
・ 定休日（変更ない場合は、記入不要）

- 4 その他変更事項 （上記以外の変更が生じた場合記入）

- 5 添付書類 ・ 公衆浴場営業許可証